



介護保険料

10月から本来額を納付

●介護保険料 本来額の徴収開始

介護保険制度は、高齢化社会が一層進むなか、老後の最大の不安要因である介護問題の解決に向けて、昨年4月にスタートしました。

この制度では、介護を社会全体で支えるために、原則として40歳以上のすべての人に保険料を納めていただくことになっていきます。

そして、今年10月からは、65歳以上の人（第一号被保険者）にも、本来額の保険料を納めていただくことになりました。

●これまでの保険料額

65歳以上の被保険者については、介護保険という制度をスムーズにスタートさせるための特別対策として、
①平成12年4月から9月までの半年間は保険料を納めなくてよいこと
②平成12年10月から平成13年9月までの一年間は、

本来の保険料の半額を納めることとされています。

た。

こうした経過的な措置を経て、今年10月からは、本来徴収される額を納入していただくことになりました。

第一号被保険者の保険料の額は、介護サービスに要する費用の六分の一を横芝町にお住まいの65歳以上の人数で割った額がおおよその基準となり、個々の保険料は、無理なく負担していただけるよう、所得に応じた額となります。これは年金の額だけではなく、給料や事業による所得など、すべての収入をもとに決められます。

介護は、誰の身にも起こる身近で大きな問題です。介護を他人事と考えず、きちんと向き合うことが求められています。

10月から始まった介護保険料の本来額徴収にご理解をお願いします。

問い合わせ先

役場保健福祉課

☎ 82-8818

「高齢者の住居の安定確保に関する法律」ができました

来たるべき高齢社会に対応し、高齢者が安心して生活できる住まいを確保するため、バリアフリー化された高齢者向けの民間賃貸住宅に対し、国や地方公共団体の補助や、税制上の優遇措置などの支援が受けられることになりました。

★バリアフリー化された、高齢者向けの優良賃貸住宅を建てた時

★高齢者向けの優良賃貸住宅として、バリアフリー・リフォームした時

★低所得の高齢者世帯に対し、家賃の減額を行った時

★固定資産税の軽減等
高齢者向け優良賃貸住宅制度の助成を受けた住宅は、県知事に登録することとなっています。

入居された高齢者が、万一、家賃を納められなくなった場合には、高齢者住居支援センターが家賃の債務保証を行います。

また、高齢者自身が自宅をバリアフリー・リフォームする場合、住宅金融公庫の特別融資制度ができました。

この制度を利用すれば、最大500万円までの融資が受けられ、高齢者住居支援センターが債務保証を実施します。

※問い合わせ先

千葉県都市部住宅課 ☎ 043-223-3226